

大槌町復興推進計画(商業特区)における対象業種一覧

1. 復興特区法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

大分類	中分類	小分類	細分類	業種区分	業種
D	07	—	—	職別工事業(設備工事業を除く)	大工工事業、とび・土木・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイルブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業 等
	08	—	—	設備工事業	電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業 等
H	43	431	4311	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業
		432	4321		一般乗用旅客自動車運送業
		433	4331		一般貸切旅客自動車運送業
		439	4391		特定旅客自動車運送業
I	56	561	5611	各種商品小売業	百貨店, 総合スーパー
		569	5699		その他の各種商品小売業
	57	571	5711	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地小売業
			5712		寝具小売業
		572	5721		男子服小売業
		573	5731		婦人服小売業
			5732		子供服小売業
		574	5741		靴小売業
			5742		履物小売業
		579	5791		かばん・袋物小売業
			5792		下着類小売業
			5793		洋品雑貨・小間物小売業
			5799		他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
	58	581	5811	飲食料品小売業	各種食料品小売業
		582	5821		野菜小売業
			5822		果実小売業
	583	5831		食肉小売業	
	584	5841		鮮魚小売業	
	585	5851		酒小売業	

大分類	中分類	小分類	細分類	業種区分	業種
		586	5861		菓子小売業(製造小売)
			5862		菓子小売業(製造小売でないもの)
			5863		パン小売業(製造小売)
			5864		パン小売業(製造小売でないもの)
		589	5891		コンビニエンスストア
			5892		牛乳小売業
			5893		飲料小売業
			5894		茶類小売業
			5895		料理品小売業
			5896		米穀類小売業
			5897		豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
			5898		乾物小売業
			5899		他に分類されない飲食料品小売業
59	591	5911	機械器具小売業		自動車(新車)小売業
			5912		中古自動車小売業
			5913		自動車部分品・附属品小売業
			5914		二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
	592	5921			自転車小売業
	593	5931			電気機械器具小売業(中古品を除く)
			5932		電気事務機械器具小売業(中古品を除く)
			5933		中古電気製品小売業
			5939		その他の機械器具小売業
60	601	6011	その他の小売業		家具小売業
			6012		建具小売業
			6013		畳小売業
			6014		宗教用具小売業
	602	6021			金物小売業
			6022		荒物小売業

大分類	中分類	小分類	細分類	業種区分	業種
			6023		陶磁器・ガラス器小売業
			6029		他に分類されないじゅう器小売業
	603	6031			ドラッグストア
			6032		医薬品小売業(調剤薬局を除く)
			6033		調剤薬局
			6034		化粧品小売業
	604	6041			農業用機械器具小売業
			6042		苗・種子小売業
			6043		肥料・飼料小売業
	605	6051			ガソリンスタンド
			6052		燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
	606	6061			書籍・雑誌小売業(古本を除く)
			6062		古本小売業
			6063		新聞小売業
			6064		紙・文房具小売業
	607	6071			スポーツ用品小売業
			6072		がん具・娯楽用品小売業
			6073		楽器小売業
	608	6081			写真機・写真材料小売業
			6082		時計・眼鏡・光学機械小売業
	609	6091			ホームセンター
			6092		たばこ・喫煙具専門小売業
			6093		花・植木小売業
			6094		建築材料小売業
			6095		ジュエリー製品小売業
			6096		ペット・ペット用品小売業
			6097		骨とう品小売業

大分類	中分類	小分類	細分類	業種区分	業種
J			6098		中古品小売業(骨とう品を除く)
			6099		他に分類されないその他の小売業
	62	622	6221	銀行業	普通銀行
			6222		郵便貯金銀行
	63	631	6311	協同組織金融業	信用金庫・同連合会
		632	6324		農業協同組合
			6325		漁業協同組合、水産加工業協同組合
	64	641	6411	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	消費者向け貸金業
	67	671	6711	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	生命保険業(郵便保険業、生命保険再保険業を除く)
			6712		郵便保険業
	672	6721		損害保険業(損害保険再保険業を除く)	
K	68	681	6811	不動産取引業	建物売買業
		682	6821		不動産代理業・仲介業
	69	693	6931		駐車場業
	70		7041	物品賃貸業	自動車賃貸業
			7092		音楽・映像記録物賃貸業
L	72	721	7211	専門サービス業(他に分類されないもの)	法律事務所
		722	7221		公証人役場・司法書士事務所
			7222		土地家屋調査士事務所
		723	7231		行政書士事務所
	74	741	7411	技術サービス業(他に分類されないもの)	獣医業
		742	7421		建築設計業
		746	7461		写真業
M	77	771	7711	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業
		772	7721		配達飲食サービス業
N	78	781	7811	洗濯・理髪・美容・浴場業	普通洗濯業
			7812		洗濯物取次業

大分類	中分類	小分類	細分類	業種区分	業種
		782	7821		理容業
		783	7831		美容業
		785	7851		その他の公衆浴場業
		789	7892		エステティック業
			7899		他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
	79	791	7912	その他の生活関連サービス業	旅行業者代理業
		796	7961		葬儀業
			7962		結婚式業
			7963		冠婚葬祭互助会
		799	7992		結婚相談業、結婚式場紹介業
			7993		写真現像・焼付業
			7999		他に分類されないその他の生活関連サービス業
	80	809	8095	娯楽業	カラオケボックス業
O	81	817	8172	学校教育	各種学校
	82	823	8231	その他の教育、学習支援業	学習塾
		824	8241		音楽教授業
			8242		書道教授業
			8246		スポーツ・健康教授業
			8249		その他の教養・技能教授業
P	83	832	8322	医療業	無床診療所
		833	8331		歯科診療所
		835	8351		あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の診療所
			8359		その他の療術業
	85	853	8531	社会保険・社会福祉・介護事業	保育所
	854	8541		特別養護老人ホーム	

大分類	中分類	小分類	細分類	業種区分	業種
			8542		介護老人保健施設
			8543		通所・短期入所介護事業
			8544		訪問介護事業
			8545		認知症老人ホーム
			8546		有料老人ホーム
			8549		その他の老人福祉・介護事業
	855	8551			居住支援事業
			8559		その他の障害者福祉事業
R	89	891	8911	自動車整備業	自動車一般整備業
			8919		その他の自動車整備業
	90	909	9093	機械等修理業	履物修理業

※上記の業種のうち、岩手県産業再生復興計画(岩手第2号:平成24年3月30日認定)の対象となる業種を除く。

※上記の業種のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による規制の対象となる業種を除く。

## 2. 復興特区法第2条第3項第2号のロの復興推進事業

対象事業者	69 不動産賃貸業・管理業 貸店舗又は貸事務所を建築し賃貸する事業者
-------	---------------------------------------

税制の特例を受けるには、貸店舗・貸事務所として整備した建築物が次に掲げる(1), (2)の要件を満たす必要があります。

(1)耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(2)次に掲げる要件のいずれかを満たす必要があります。

ア 延べ床面積が1,500㎡以上であること。

イ 地上階数が3階以上であり、かつ、避難の用に供されることができる屋上広場が設けられていること。

ウ 建築物を施行する土地の区域内において整備される公共施設(道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)の用に供される土地の面積の占める割合が30%以上であること。

エ 建築物を施行する土地の区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が5,000万円以上であること。